

## 令和7年度博愛園事業計画

博愛園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、家庭において養育を受けられない満1歳から満18歳（必要性の認められるときは満20歳）までの児童を入所させて養育に当たる児童福祉施設です。入所した児童達は、それぞれ幼稚園、小学校、中学校又は高等学校において勉学に励んでいます。

施設においては、保育士、児童指導員、専門的な知識等を有する職員が児童と起居をともにしつつ、児童の自立に向けて、必要な知識、経験等を得られるよう適切な指導等その養育に努めています。

### 1 基本理念

初代園母 岡上菊栄の養育理念である子どもの欲求、心身のありようを真実として受けとめ、子どもに寄り添い理解をもって対応することを基本とします。

### 2 指導目標

優しさと思いやりの心を育むとともに、穏やかで、忍耐強く、知性を備えた人格を形成することにより、社会の一員として自立できる人間の育成を目標とします。

### 3 実践内容

あいさつをしよう（マナーを育む） 決まりを守ろう（自律心を育む）  
親切にしよう（相互承認を育む） 学習をしよう（学力を育む）

### 4 施設概要

#### （1）児童の状況

定員は50名です。暫定定員は、毎月の初日の在籍人数の1年間の平均値等から算出した数値です。

暫定定員は、令和3年度は47名で、令和4年度は48名、令和5年度は47名、令和6年度は46名、令和7年度は47名となります。

令和7年4月1日の児童数は、以下のとおりです。（ ）内は定員です。  
男子部17名（20名） 女子部13名（20名） 幼児部3名（10名）  
小規模部6名（他の各部の定数に含まれます。） 計39名（50名）

## (2) 職員の状況

職員数は、入所定員から国の定める最低基準に基づき算出されます。これに、家庭支援相談員、個別対応職員、自立支援担当職員の職は兼務するとともに補助対象である看護師、心理療法担当職員、里親専門相談員を配置し対応します。

令和7年4月1日の職員数は、以下のとおりです。

園長1名 園長代理(副園長)1名 統括主任保育士1名 主任児童指導員1名 児童指導員8名(臨2) 保育士9名(臨5) 看護師1名(臨) 心理士1名 里親専門職員1名 栄養士1名 調理員3名(臨2) 書記1名  
計29名

## (3) 会議等

会議名	参加者	
職員会	全職員	月2回
各部会(ブロック会)	各部職員	月2回
権利擁護委員会	管理職 各部責任者	月1回
給食委員会	管理職 栄養士 各部代表者	年2～3回
ケース検討会(研修)	管理職 各部職員 心理士等	月1回
各委員会	各委員	適宜

## (4) 年間行事

月	行事	学校等の行事
4	グループ編成発表	入学式・始業式
5	各グループ外出行事	運動会(小学校・支援学校)
6		
7		夕涼み会(幼稚園) 七夕祭り(支援学校) ふないれ祭り
8	各グループキャンプ	
9	慈善協会墓参	修学旅行(小学校) 高知市児童福祉施設フットサル教室
10		運動会(幼・中学校等) 陸上記録会(小学校)
11		修学旅行(中学校)

1 2	クリスマス会 消防署員さんとの交流	
1	初詣	発表会(幼稚園)
2	節分行事 お別れ行事	発表会(小・支援学校)
3	退園	卒園・卒業式

#### (5) 防災対策

防災訓練の実施及び南海トラフを起源とする地震に備え年度ごとに防災マニュアル、安全対策シート、事業継続計画（BCP）の見直し改訂、備蓄食品等の点検を行います。

#### (6) 安全計画

子どもの安全確保に対する計画の見直し及び、危険個所の確認、点検を行います。

### 5 重点目標

#### (1) 適切な養育の推進

入所児童のうち、児童虐待を入所理由とした児童及び発達障害を有する児童の割合は、70パーセント以上になると認められます。

これらの児童への対応は、一様なものとはならないことから、職員は困難な対応を強いられるときがあります。このことは、職員には相当な精神的・肉体的負担となっていると考えています。

したがって、これらの事態の改善を図るため、職員を孤立させず、組織的な対応を行うこととしています。このため、児童の状況に応じ、随時、児童への支援方法等について職員間において意見交換をするとともに、専門の医師や児童相談所、関係機関等の協力等を積極的に得ることと併せ、職員は、適切な支援を行なうために資質の向上を図り研鑽に努めます。

#### (2) 児童の権利擁護の推進

児童への適切な対応と支援内容の充実のため、児童相談所の協力を得て事例研修等を開催します。また、外部講師及び職員を講師とする研修会を開催することにより、職員の資質の向上等を図ります。

これとともに、児童の安心・安全な日常を保障するため、各部の責任者並びに施設長により構成する児童の権利擁護（虐待防止）委員会において、情報の共有とともに、意見交換等を行います。

これらの研修会及び権利擁護（虐待防止）委員会以外にも、児童への支援内容の充実を目的として、全員出席の職員会及び勤務の職員による集会

等協議できる場を開催し、意見交換、情報の共有等を図ります。

### (3) 新しい社会的養育ビジョンに係る対応

社会的養育推進計画等により児童養護施設の高機能化及び多機能化や小規模化・地域分散化の流れの中で、昨年から分園（小グループ）化に向け、法人と施設が検討を重ねその結果、本園の西、運動場側に木造2階建てを4棟建築した後、本園の南、北棟を改修する予定で現在、基本設計に入っているところです。今後、実施設計、入札を経て完成は令和9年度となります。

また、養育体制が個別化するに当たり課題となる事項については、これまでの支援内容を振り返り児童の最善の利益の実現のために、職員の資質の向上を図ります。

### (4) 感染症対策

感染症対策としては「児童福祉施設における感染対策マニュアル」を参考に、感染症の特徴を踏まえ適切に対応します。